

議案第79号

訴えの提起について

市営住宅の明渡し及び滞納使用料の納付を求めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日提出

安中市長 岩井 均

記

1 相手方

入居者

(住所) 略

(氏名) 略

連帯保証人

(住所) 略

(氏名) 略

2 訴えの内容

上記相手方のうち入居者については、住宅使用料等を長期にわたって滞納しているため、市は再三にわたって滞納使用料等の納付催告を行うとともに、安中市市営住宅等管理条例第38条第1項に基づく住宅の明渡し請求に係る訴訟予告を行ってきたが、滞納使用料等の解消及び明渡しは履行されていないことから、住宅の明渡し並びに滞納使用料及び使用許可取消日の翌日から明渡し完了日までの損害賠償金を請求するとともに、併せて連帯保証人に対して連帯保証債務の履行を求める訴えを提起するものである。

3 訴訟遂行の方針

訴えにおいて、上記内容が容認されないときは、上訴するものとする。